



坂 井 市

市民避難マニュアル

坂 井 市

はじめに

集中豪雨、大型台風の上陸、地震など全国各地で大きな被害が相次いでいます。これらの災害を完全に予測したり、回避することはできません。

しかし、日頃から災害に対する備えを怠らず、いつでも対応できる用意をしておけば、被害の拡大を防ぐことができます。

災害に対する役割として、「自助」「共助」「公助」という言葉があります。「自助」とは、自分の命は自分で守る。「共助」とは、自分たちの地域は自分たちで守る。「公助」とは、公共機関の災害対策活動とされています。災害の被害を最小限に抑えるためには、地域住民による防災活動が必要です。「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えをもって時期を逃さずに適切に行動することが最も大切です。

このマニュアルは、避難に対する基本的な考え方、活動内容をまとめたものであり、地域住民自らが、防災の取組みを進める際に、ご家族、区（町内会・自治会）、自主防災組織等でお役立ていただきますようお願いします。

平成20年 2月作成

平成25年 4月改定

平成27年 4月改定

平成29年 4月改定

令和 元年 6月改定

令和 3年 5月改定

令和 5年 4月改定

1 避難所について

市では、災害対策基本法の定めに基づき、別紙一覧表のとおり避難場所及び避難所を指定しています。

(1) 避難場所

ア 避難場所

避難場所とは、緊急時において安全を確保するための場所又は施設です。

【指定緊急避難場所】

市が災害ごとの安全性等を考慮して指定する、災害対策基本法施行令で定める基準に適合する安全を確保するための場所又は施設です。市では、市内の小中学校等大規模施設で複合災害に対応できる場所を指定しています。それ以外の場所・施設については、災害時の状況に併せて活用します。

【一時（いつとき）避難場所】 ※区が指定

区や自主防災組織が自主的に指定し、地震等の災害時に一時的に避難する場所です。地震災害時等には各区の災害対策を行う場所にもなります。

イ 避難所

避難所とは、被災者が生活を送るための施設です。

【指定避難所】

市が規模及び設備等を考慮して指定する、災害対策基本法施行令で定める基準に適合する、被災者が生活を送るための公共施設です。坂井市では、市内の小中学校を大規模災害時における指定避難所として指定し、被災者が生活を送る避難所として活用されるほか、地域における物資、情報、人員等が集まる拠点となる場所です。

【自主避難所】

避難指示等の発令までには至らないが、市民の不安を解消するため、事前にコミュニティセンターなどに開設する避難所です。台風接近時や大雨が続いているときなどに活用が想定されます。

【指定福祉避難所】

一般の避難所では生活することが困難な要配慮者に、特別に配慮された施設です。すべての施設において、受入対象者は「要配慮者」です。

(2) 避難所の選定・開設

市は、災害により被災者が避難所において生活をしていく必要があると判断したときは、施設の安全を確認したうえで指定避難所を開設します。

指定避難所だけでは被災者が収容しきれない時は、事前に選定した公共施設等を避難所として順次開設します。

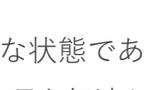
また、台風の接近前など災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、コミュニティセンターを自主避難所として開設するよう努めます。

2 避難情報について

避難情報は、発令基準に基づき、気象情報、河川情報や現地パトロール等からの情報を総合的に判断し、発令します。

(1) 避難情報の種類

- ア 自主避難
- イ 【警戒レベル3】 高齢者等避難
- ウ 【警戒レベル4】 避難指示
- エ 【警戒レベル5】 緊急安全確保

警戒レベル	新たな避難情報等	
5	 災害発生 又は切迫	せんせいうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~		
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3
2	 危険状況 悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後危険状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)

### (2) 伝達内容

避難情報を発令する際は、住民が生命に係る危険な状態であることを認識するなど具体的で分かりやすい内容とし、おおむね次の事項を伝達します。

- ア 避難を要する理由
- イ 避難の対象地域
- ウ 指定避難所（避難所）の開設
- エ 避難経路
- オ 火気の始末、ブレーカー断等の確認
- カ その他必要な事項

### (3) 伝達方法

市からの警戒の呼びかけや避難情報などは、防災行政無線、防災行政メール、防災アプリ、SNS、音声一斉配信、緊急速報（エリア）メール、広報車、報道機関による広報などあらゆる広報手段により速やかに伝達します。

## 3 避難行動について

住民の避難は、災害の発生による人的被害を最小限にし、その拡大を防止する上で、最も重要な対策の一つと位置付けられます。避難の必要があると市長が認めるときは、避難指示等を行います。

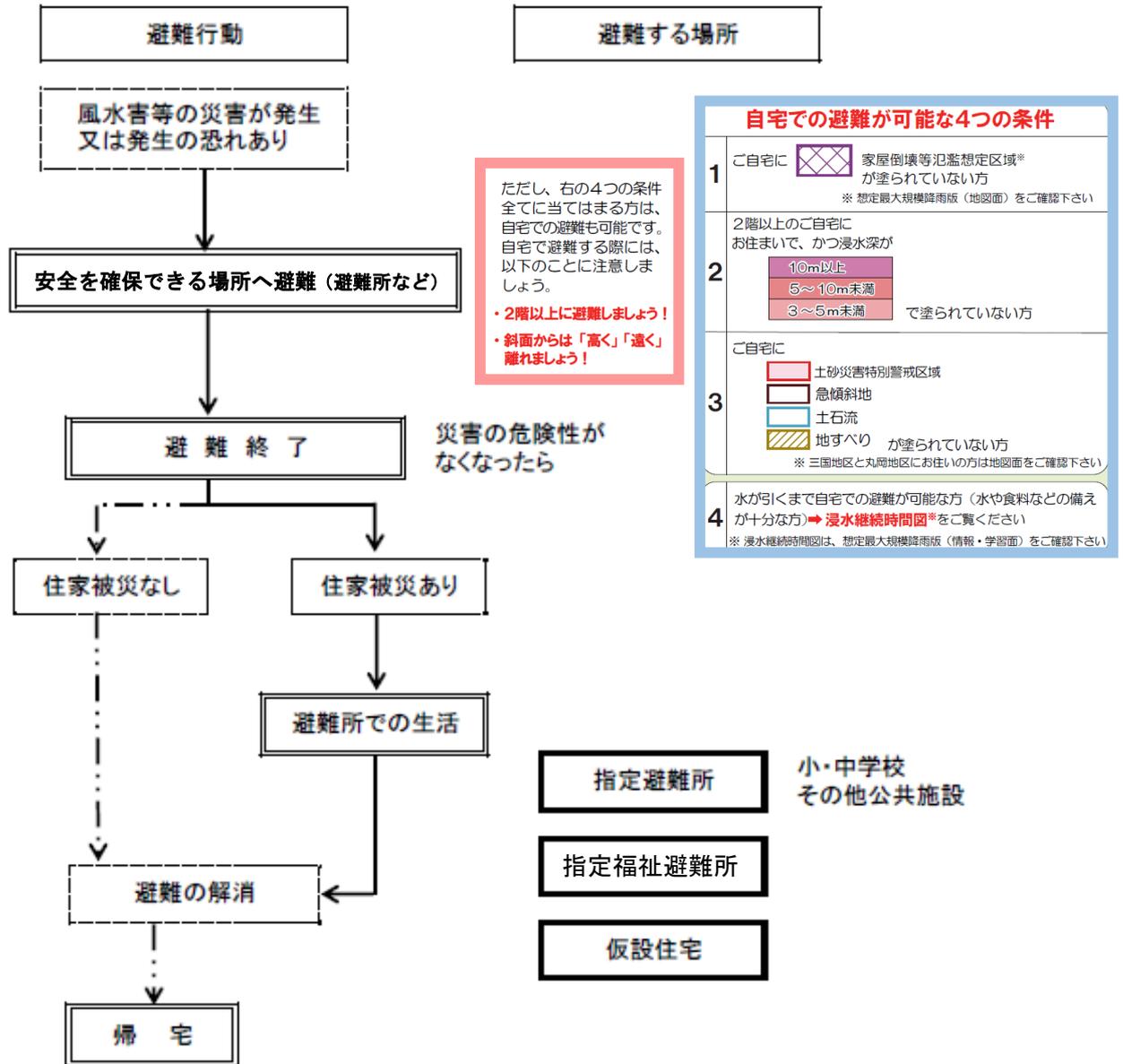
しかし、避難は、住民が自ら災害に関する情報を把握し、危険であることを察知し、自らの判断で行うことが基本です。災害の発生が予想される場合などには、地域の防災組織や住民の判断で、自主的に避難することが重要です。



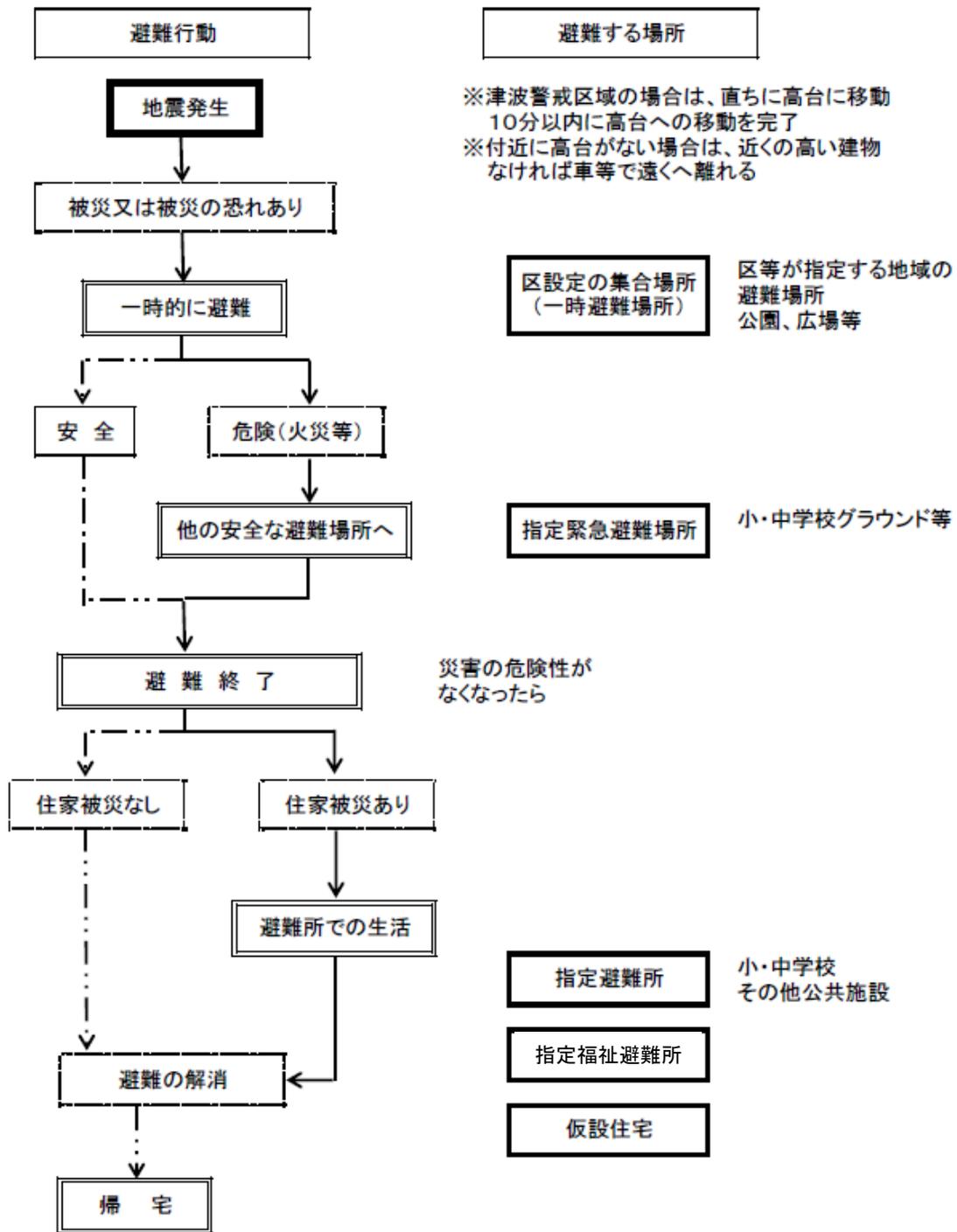
(2) フロー図

※風水害時は、災害の規模及びタイミングに応じて、コミュニティセンター→指定避難所の順で開設します。

風水害時の避難場所及び避難所の役割



地震発生時の避難場所及び避難所の役割



※発災から「6時間」程度は建物内に入らず、屋外に退避しましょう。  
(荒天等で建物内に入る場合は、出口付近で待機してください)

### (3) 避難誘導

区（自主防災組織）は、避難を円滑かつ安全に行うため、避難経路を適切に選定するとともに区（区長、役員等）、自主防災組織（情報班、避難誘導班等）等から誘導責任者、誘導員を定めてください。

市職員、消防機関の職員、警察官は避難の誘導について協力します。

### (4) 非常持出品について

災害が発生して避難する時のために、非常持出品を用意してください。避難時に持ち出す非常持出品と、避難後に使用する備蓄品と分けておくとう便利です。

- ・ 3日間は生活できる程度を目安にしましょう。
- ・ 定期的に保存状態などをチェックしておきましょう。
- ・ 両手を使えるよう、品物はリュックサックに入れておきましょう。

**荷物の重さの目安： 男性15kg 女性10kg**

- ・ すぐに取り出せるよう保管場所を決めておきましょう。（外倉庫など）

項目	品名	注意点等
食料品	乾パン、ビスケット、レトルト食品、缶詰、粉ミルク	火を使わずに食べられるもの アレルギー対応に必要なもの
飲料水	ペットボトル飲料水など	1人1日当たり約3ℓを目安
日用品	携帯ラジオ（予備の電池） 携帯電話（スマートフォン） モバイルバッテリーなど	AM・FM両方聴けるもの
	懐中電灯（予備の電池）、ろうそく	転がらないもの
	ライター、ナイフ、栓抜き、缶きり、紙皿・紙コップ・先割れスプーン、軍手、ティッシュ、歯磨きセット、ロープ、生理用品	乳幼児用品など
衣類等	下着、寝袋、雨具、タオル、紙おむつ	家族構成に合わせて
救急・安全	救急医薬品、常備薬、メガネ、防災ずきん	
現金・貴重品	現金、健康保険証、運転免許証、母子手帳、障害者手帳、預金通帳、印鑑	

市では災害の種類や被害状況を考慮して避難対象地域に対して避難所を開設しますが、一番災害の状況が分かり、安全な避難所、避難経路が分かっているのは地域住民の方です。災害時に統一した避難行動ができるよう、避難所および避難経路については、あらかじめ各区（町内会・自治会）、各家庭等で話し合っておいてください。

※区や自主防災組織等で事前に避難所や避難経路などを選定、周知が重要です。

## 4 自主防災組織について

### (1) 自助・共助と公助の基本的関係

災害の発生に際しましては、行政や消防・警察などの防災機関、公共の機関、関係団体、広域的なボランティア団体などが連携し対応すること（公助）になりますが、被害をより軽減するためには、市民一人ひとりが日頃から災害に備え、できる限り自ら危険を回避し対応すること（自助）、と同時に危険発生時には協力し支え合うこと、日頃からそのような体制を整えておくこと（共助）が重要です。

### (2) 自主防災組織をつくりましょう

災害の被害を最小限に抑えるためには、地域住民による防災活動が必要です。「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、防災活動に取り組みましょう。

また、住民の防災活動が力を発揮するためには、住民同士が協力して組織的に活動することが効果的です。あなたのまちでも、地域防災活動の拠点となる自主防災組織を結成し、災害に強いまちづくりをめざしましょう。

市は、区（町内会・自治会）等で組織する自主的な防災組織の育成を支援します。自主防災組織を結成された時は、自主防災組織登録申請書を提出してください。

自主防災組織を結成すると、防災資機材等の整備に要する費用の一部について補助が受けられます。

## 自主防災組織をつくろう。



災害による被害を最小限に抑えるためには、地域住民による防災活動「**防災力**」が重要です。そのためには、「**自分たちの地域は、自分たちで守る**」という「個々の自覚」と「地域の連帯感」が求められます。また、「**地域の防災力**」を最大限に発揮するためには、住民同士が協力して「主体的・組織的」に活動することが重要となります。あなたの地域でも、防災活動の拠点となる自主防災組織を結成し、「**災害に強い地域づくり**」を目指しましょう。



地震



土砂災害



洪水

### ■防災・減災への取り組み



防災活動に「特効薬」や「万能薬」はありません。被害が大きくなるほど、行政の対応には限界があります。災害対応・防災活動の「三助」が協力し、被害を最小化へ。自主防災組織は「共助」の中核を担っています。

### ■自主防災組織の活動

#### 災害時

- ・安否確認の実施
- ・救出、救護、避難誘導
- ・避難行動要支援者への避難支援
- ・避難所運営、災害情報の伝達

#### 平常時

- ・自主防災組織や区の防災訓練
- ・防災マップ、避難経路図の作成
- ・防災学習会の実施
- ・防災資機材の整備

防災資機材整備には補助費があります

5-1 資料（指定緊急避難場所・指定避難所・自主避難所・指定福祉避難所 一覧）



坂井市指定緊急避難場所 一覧

番号	地区	対象となる異常な現象					施設名	所在地	面積 (ha)
		地震	津波	洪水	土砂	火災			
1	三国	○	○	○	○	○	三国南小学校	三国町山王1-1-50	1.3
2		○	○	○	○	○	三国北小学校	三国町緑ヶ丘1-4-1	1.7
3		○	○	○	○	○	三国中学校	三国町錦1-7-3	2.4
4		○	○	○	○	○	雄島小学校	三国町陣ヶ岡16-3	0.9
5		○	○	○	○	○	加戸小学校	三国町加戸30-1	1.3
6		○	○	○	○	○	三国西小学校	三国町山岸31-1	0.9
7	丸岡	○	-	○	○	○	鳴鹿小学校	丸岡町楽間4-40	0.9
8		○	-	○	-	○	丸岡南中学校	丸岡町高瀬15-2	2.3
9		○	-	○	-	○	磯部小学校	丸岡町上安田7-24	0.8
10		○	-	○	-	○	丸岡中学校	丸岡町寅国5-15	1.3
11		○	-	○	-	○	高椋小学校	丸岡町寅国2-13	1.0
12		○	-	○	○	○	明章小学校	丸岡町油為頭14-5	1.2
13		○	-	○	-	○	平章小学校	丸岡町霞町2-41	0.1
14		○	-	-	-	○	霞ヶ城ふれあい広場	丸岡町霞町3	0.8
15		○	-	○	○	○	長畝小学校	丸岡町松川2-131	1.0
16		○	-	○	○	○	竹田農山村交流センター ちくちくぼんぼん	丸岡町山口60-8	0.8
17	春江	○	-	-	-	○	春江防災公園	春江町江留上緑5-1	0.5
18		○	-	○	-	○	春江中学校	春江町江留中15-15	1.9
19		○	-	○	-	○	春江小学校	春江町境28-28	1.2
20		○	-	○	-	○	春江西小学校	春江町西太郎丸3-3	0.6
21		○	-	○	-	○	大石小学校	春江町上小森5-7-1	0.9
22		○	-	○	-	○	春江東小学校	春江町中筋29-1	0.8
23	坂井	○	-	○	-	○	坂井中学校	坂井町上新庄28-21	1.7
24		○	-	○	-	○	東十郷小学校	坂井町長畑27-1	0.5
25		○	-	○	-	○	大関小学校	坂井町東24-3	0.7
26		○	-	○	-	○	兵庫小学校	坂井町上兵庫65-5	0.5
27		○	○	○	-	○	木部小学校	坂井町高柳117-1	0.5



坂井市指定避難所・自主避難所 一覧

番号	地区	区分	施設名	所在地	電話番号
1	三国	指定避難所	三国南小学校	三国町山王1-1-50	82-0158
2			三国北小学校	三国町緑ヶ丘1-4-1	82-0159
3			三国中学校	三国町錦1-7-3	82-1177
4			雄島小学校	三国町陣ヶ岡16-3	82-0359
5			加戸小学校	三国町加戸30-1	82-1020
6			三国西小学校	三国町山岸31-1	82-3011
7		自主避難所	三国コミュニティセンター	三国町神明1-4-20	82-6400
8			雄島コミュニティセンター	三国町宿3-2-5	82-3553
9			加戸・公園台コミュニティセンター	三国町加戸136-7-7	82-0356
10			三国運動公園健康管理センター	三国町運動公園1-4-1	82-5580
11			新保コミュニティセンター	三国町新保37-1-23	82-0355
12			浜四郷コミュニティセンター	三国町下野58-16	82-3001
13			三国木部コミュニティセンター	三国町楽門30-1	82-2778
14			三国東部コミュニティセンター	三国町西今市16-35	82-2761
15	丸岡	指定避難所	鳴鹿小学校	丸岡町楽間4-40	66-2756
16			丸岡南中学校	丸岡町高瀬15-2	67-7722
17			磯部小学校	丸岡町上安田7-24	66-2079
18			丸岡中学校	丸岡町寅国5-15	66-1313
19			高椋小学校	丸岡町寅国2-13	66-0265
20			明章小学校	丸岡町油為頭14-5	67-3434
21			平章小学校	丸岡町霞町2-41	66-0059
22			長畝小学校	丸岡町松川12-131	66-0322
23			竹田農山村交流センター ちくちくぼんぼん	丸岡町山口60-8	67-2200
24			自主避難所	鳴鹿コミュニティセンター	丸岡町上金屋5-10-12
25		磯部コミュニティセンター		丸岡町下安田19-15	66-7430
26		高椋コミュニティセンター		丸岡町西里丸岡12-21-1	68-0843
27		高椋東部コミュニティセンター		丸岡町板倉45-47	66-4422
28		丸岡城のまちコミュニティセンター		丸岡町霞町1-13-1	66-1276
29	のうねの郷コミュニティセンター	丸岡町八ヶ郷24-9		66-7446	
30	竹田コミュニティセンター	丸岡町山竹田119-3	67-2543		
31	春江	指定避難所	春江中学校	春江町江留中15-15	51-0188
32			春江小学校	春江町境28-28	51-0172
33			春江西小学校	春江町西太郎丸3-3	51-0152
34			大石小学校	春江町上小森5-7-1	72-0030
35			春江東小学校	春江町中筋29-1	58-5820
36		自主避難所	江留上コミュニティセンター	春江町江留上大和4-8	51-0829
37			春江中コミュニティセンター	春江町随応寺17-17	51-1104
38			春江西コミュニティセンター	春江町本堂22-15	51-5219
39			大石コミュニティセンター	春江町上小森6-12	72-0002
40			春江東コミュニティセンター	春江町中筋28-1-1	51-0187
41	坂井	指定避難所	坂井中学校	坂井町上新庄28-21	66-0386
42			東十郷小学校	坂井町長畑27-1	66-0144
43			大関小学校	坂井町東24-3	72-0003
44			兵庫小学校	坂井町上兵庫65-5	72-0009
45			木部小学校	坂井町高柳117-1	72-0184
46		自主避難所	東十郷コミュニティセンター	坂井町長畑25-11-1	66-4567
47			大関コミュニティセンター	坂井町東12-5-1	72-1957
48			兵庫コミュニティセンター	坂井町上兵庫44-25-1	72-1898
49			坂井木部コミュニティセンター	坂井町高柳117-9	72-0007

※市では、災害の種類（地震・津波・洪水・土砂・火災）や規模等により開設する避難所を指定しています。



## 坂井市指定福祉避難所 一覧

番号	施設名	所在地	電話番号
1	三国運動公園健康管理センター	三国町運動公園1-4-1	82-5580
2	丸岡総合福祉保健センター	丸岡町八ヶ郷21-7-1	68-5060
3	春江総合福祉センター いちい荘 (坂井市社会福祉協議会との協定)	春江町江留中10-15-1	51-4545
4	坂井老人福祉センター 志游館 (坂井市社会福祉協議会との協定)	坂井町下新庄19-1	67-0640

### 「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」締結先一覧 (11法人/17施設)

番号	法人名	施設名	事業所区分
1	医療法人 社団茜会	ディーバあかね	介護老人保健施設
2	医療法人 聖仁会 藤井医院	東尋坊 ひまわりの丘	介護老人保健施設
3	社会福祉法人 坂井福祉会	豊楽園	介護老人保健施設
4		潟池野	地域密着型介護老人福祉施設
5	社会福祉法人 坂井来春会	坂井ケアセンター	介護老人保健施設
6		ケアセンターゆり	地域密着型介護老人福祉施設
7	社会福祉法人 双和会	ガーデンハイツ春江	介護老人福祉施設
8		プライムハイツ春江	地域密着型介護老人福祉施設
9	社会福祉法人 長寿幸元会	長寿園	介護老人保健施設
10		長寿の郷	地域密着型介護老人福祉施設
11	社会福祉法人 白女林	白楽荘	介護老人保健施設
12	社会福祉法人 かすみが丘学園	ライフかすみ	知的障害者入所更生施設
13		グループホームコミュニティかすみ	知的障害者通所施設
14	社会福祉法人 金津福祉会	金津サンホーム	身体障害者入所療護施設
15	社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会	春江総合福祉センター いちい荘	老人福祉センター (A型)
16		坂井老人福祉センター 志游館	老人福祉センター (A型)
17	社会福祉法人 コミュニティーネットワークふくい	ハーツ丸岡ハイム	共同生活介護施設

※すべての指定福祉避難所において、受入対象者は「要配慮者」です。

## 命を守る、防災情報を伝える8つのツール

坂井市では、防災・防犯・感染症等の緊急情報を8つのツールを活用し、市民の皆さまに直接お知らせしています。お知らせする内容には、避難勧告や避難所開設など、ご家族とご自身の命を守るための重要情報が含まれています。



**ご家族とご自身の安全・安心のために、確認・登録をお願いします。**

「防災行政メール」「音声一斉配信」「防災メール」については登録手続きが必要です。

詳細については、坂井市ホームページやチラシをご覧ください。